

九州厚生局長決定
平成29年4月1日制定・施行
平成29年5月10日一部改正

九州厚生局名義の使用の許可等に関する取扱要領

この要領は、講演会、講習会、展示会、普及啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）及び映画、図書等に係る九州厚生局名義の使用に関し、使用の許可の基準、申請手続、許可手続、指導・監督及び報告について、その取扱を定めるものである。

1 用語の定義等

- (1) この要領において、「行事」には大会、博覧会、講演会、シンポジウム、フォーラム、コンクール、チャリティーショー、講習会、研修会、研究会、学会等を含むものとする。
- (2) この要領において、「映画、図書等」には、絵画、テレビ、ラジオ番組、スライド、芝居、彫刻、楽譜、作文、小説、論文等を含むものとする。

2 基準

九州厚生局名義は、次のいずれかに該当するものとして九州厚生局長の許可を受けなければ、使用することができない。

(1) 後援

後援の対象は、次のいずれかに該当する行事のうち、その趣旨に賛同して積極的に援助する価値があるものとする。

ア 国の行政機関、管内の県及び市町村が主催する行事

イ 独立行政法人及び特殊法人が主催する行事

ウ 次に掲げる法人が主催する行事

(ア) 厚生労働省が所管する認可法人

(イ) 厚生労働省の所管に係る特例民法法人

(ウ) 内閣総理大臣が認定した公益社団法人及び公益財団法人

(エ) 厚生労働大臣が認可した社会福祉法人及び医療法人

(オ) (ア) から(エ) までに掲げるもののほか、厚生労働省が所管する法律に關係した全国的な組織又はそれに準ずる組織を持つ公共的性格を有する法人

エ 報道機関その他の民間団体が主催する行事

(2) 企画

企画の対象は、九州厚生局が企画、編集、製作等に直接関与して作成された映画、図書等のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 厚生労働行政の推進に著しく寄与すると認められること。
- イ 広く国民一般を対象とすること。
- ウ 営利を主たる目的としないこと。
- エ 特定の会社、商品等の宣伝が顕著でないこと。

(3) 監修

監修の対象は、九州厚生局が企画、編集、製作等に対する指導及び監督を行って作成された映画、図書等のうち、(2)のアからエまでのいずれにも該当するもの（企画の対象となるものを除く。）とする。

(4) 推薦

推薦の対象は、映画、図書等のうち、(2)のアからエまでのいずれにも該当するもの（企画の対象となるものを除く。）とする。

3 申請手続

行事を主催する者又は映画、図書等を作成する者（以下「主催者等」という。）は、九州厚生局名義の使用を開始する期日の遅くとも1月前までに、次に掲げる書類を九州厚生局の主管課所室に提出しなければならない。九州厚生局名義の使用の許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

なお、複数の者が共同で行事を開催する場合又は映画、図書等を作成する場合において、その代表者が(1)イ(ア)及び(イ)の書類を提出した場合には、その他の主催者はこれを省略できることとし、(1)アの書類については連名で提出させることとする。

(1) 行事

ア 申請書（様式1）

イ 添付資料

（ア）事業計画書（様式2）

（イ）収支予算書（様式3）

（ウ）主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

（エ）主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄附行為及び役員名簿

（オ）その他参考となる資料

(2) 映画、図書等

ア 申請書（様式4又は様式5）

イ 添付資料

（ア）映画、図書等の見本

（イ）収支予算書（様式3）

（ウ）主催者等が市町村であるときは、当該市町村が所在する県の推薦文

- (エ) 主催者等が民間団体であるときは、定款又は寄付行為及び役員名簿
- (オ) その他の参考となる資料

4 許可手続

(1) 九州厚生局の主管課所室は、申請書等について、必要な審査を行った上で、企画調整課に合議し、局長の決裁を受けるものとする。

※ 主管課所室は、審査内容の明確化を図るため、「(別紙) 九州厚生局名義使用許可審査点検表」を作成し、決裁文書に添付すること。

(2) 主管課所室は、(1)の決裁を受けたときに、報告書(様式6)を企画調整課に提出するとともに、許可書(様式7)を主催者等に交付するものとする。

なお、申請書(様式1)が連名で提出された場合は申請者の筆頭の者に対して許可書を交付するものとする。

5 指導・監督

(1) 主催者等は、事業報告書及び収支決算書を九州厚生局の主管課所室に提出しなければならない。

(2) 九州厚生局の主管課所室は、主催者等の行為が九州厚生局名義の使用の許可の趣旨に反すると認めるときは、主催者等に対し、その是正を勧告することができる。

(3) 九州厚生局の主管課所室は、主催者等が(2)の勧告に従わないとときは、九州厚生局名義の使用の許可を取り消すことができる。